

## 狭山市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱

令和8年3月19日  
市長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、狭山市内に存する木造住宅に、耐震シェルターを設置するための経費の一部を補助することにより、耐震シェルターの設置の促進を図り、地震による住宅の倒壊から生命を守ることを目的とする。

### (規則の適用)

第2条 前条の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、補助金規則の例による。

- (1) 耐震シェルター 地震発生時に、住宅の倒壊から命を守るための装置で、別表に定めるもののほか、公的機関等により耐震実験、実証実験等を行い、安全性が確認されたもの
- (2) 補助対象経費 耐震シェルターの購入に要する費用で、装置の本体費用
- (3) 事業 補助金の交付の対象となる耐震シェルターの購入手続き及び設置作業

### (補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築確認を得て本市内に着工されたものであること。
- (2) 木造住宅で、かつ地階を除く階数が2以下であること。
- (3) 1階に耐震シェルターを設置できる住宅であること。
- (4) 耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された住宅であること。

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、市税（狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる税目をいう。）の滞納がない者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、補助対象経費のうち、耐震シェルターについては1台につき5万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、狭山市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
- (2) 同意書(様式あ号)
- (3) 耐震シェルターを設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類(補助金の交付を受けようとする者と住宅所有者が異なる場合に限る。)
- (4) 設置予定場所の写真
- (5) 補助対象経費が確認できる書類(見積書等)の写し
- (6) 耐震診断の結果
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査及び調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)(以下「決定通知書」という。)により、補助金の交付を申請した者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査及び調査により、補助金の交付をしないことと決定したときは、その理由を付して耐震シェルター設置事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等に対する承認等)

第9条 申請者は、決定通知書の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合には、耐震シェルター設置事業変更申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 購入・設置する物品の変更をしようとする場合
- (2) 補助対象経費の額の変更をしようとする場合

2 申請者は、事業が予定の期限内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(事業内容の変更等の承認通知)

第10条 市長は、前条第1項による申請が適当であると認めたときは、耐震シェルター設置事業変更承認通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事業の取り止め)

第11条 申請者は、事業を取り止める場合には、耐震シェルター設置事業取止届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 申請者は、耐震シェルターの設置が完了したときは、耐震シェルター設置事業実績報告書(第7号様式)(以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの設置完了を確認できる写真
- (2) 請求書又は領収書など補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出は、原則として、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書により交付すべき補助金の額を確定したときは、耐震シェルター設置事業補助金額確定通知書(第8号様式)(以下「確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは速やかに耐震シェルター設置事業補助金交付請求書(第9号様式)(以下「請求書」という。)に確定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、補助金を交付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、耐震シェルター設置事業補助金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### （補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### （財産の処分の制限）

第 17 条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を怠るほか、不要となった場合は、市長に連絡するとともに、本市内での再利用について努めるものとする。

#### （免責）

第 18 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けて実施された事業は、地震発生時の家屋の倒壊から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても市は、その責任を負わないものとする。

#### （委任）

第 19 条 この要綱に定めるほか、耐震シェルターの設置経費に対する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

### 3 別表補助対象となる耐震シェルターの一覧

No.	名称	会社名	備考
1	防災ベッド標準型BB-002	株式会社 ニッケン鋼業	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
2	介護用防災フレーム		
3	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業 株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
4	ウッド・ラック (WOOD-LUCK)	新光産業 株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
5	耐震和空間	株式会社 ニッケン鋼業	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
6	減災寝室	有限会社扇光	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
7	木質耐震シェルター	株式会社 一条工務店	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
8	レスキュールーム	有限会社 ヤマニヤマショウ	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
9	鋼耐震	株式会社 東武防災建設	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
10	剛建	有限会社 宮田鉄工	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
11	シェルキューブR	株式会社デリス 建築研究所	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
12	シェルターユニットバス (UB)	J建築システム 株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
13	耐震健康シェルター「命守 (いのちもり)」	株式会社青ヒバ の会ネットワー ク	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
14	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
15	つみっくブロックシェルター	株式会社 つみっく	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定

16	まもルーム	株式会社カラフルコンテナ	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
17	木質耐震シェルター 70K	一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
18	耐震シェルター（安全ボックス）	ミホ工業株式会社	耐震実験、実証実験等を行い、安全性が確認されたことで選定

第1号様式（第7条第1項）

狭山市耐震シェルター設置事業

## 補助金交付申請書

年 月 日

狭山市長

申請者 〒

住所

氏名

電話

耐震シェルターの設置について補助金の交付を受けたいので、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

（太枠内を記入してください。）

補助金申請額		円
設置完了予定日		年 月 日
台数		
補助対象 建築物	所在地	（別添証明書記載のとおり）
	建築年月	（別添証明書記載のとおり）
	構造及び規模	（別添証明書記載のとおり）
添付書類		<input type="checkbox"/> 当該住宅の建築時期及び少輔者が確認できる書類 例）家屋課税台帳証明書（物件証明）の写し 建物の登記事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 同意書（あ号） <input type="checkbox"/> 住宅所有者が承諾していることが確認できる書類 （申請者と住宅所有者が異なる場合に限り） <input type="checkbox"/> 設置予定場所の写真 <input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 耐震診断の結果 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

（補助対象建築物の所有者が申請者と異なる場合、又は建築物が共有で申請者の他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者に太枠内を記入してもらい、設置について承諾を得てください。）

補助対象建築物の申請者以外の所有者承諾欄私が所有する上記の補助対象建築物に耐震シェルターを設置することを承諾します。

住所	〒	電話
氏名	○印	

申請者以外の建築物の所有者が複数いる場合は、別紙を使用して全員の承諾を得てください。

様式あ号

年 月 日

(宛先) 狭山市長

申請者 (自署してください)

住所

(フリガナ)

氏名

建築物所有者(自署してください)

① 住所

(フリガナ)

氏名

② 住所

(フリガナ)

氏名

③ 住所

(フリガナ)

氏名

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の住所、氏名は別紙に記入し、添付してください。)

同 意 書

私(私たち)は、狭山市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱に基づき、市税の納付及び居住状況について確認することを同意します。

狭山市耐震シェルター設置事業  
補助金交付可否決定通知書

様

狭山市長

年 月 日に申請された狭山市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書について、審査した結果、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定しましたので、通知します。

補助金交付決定額		円
補助 対象 建築	所在地	狭山市
	建築年月	昭和・平成 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階・地下 階
補助金交付の条件		<ol style="list-style-type: none"><li>この補助金は、補助金交付申請時に見積書が提出された耐震シェルターの購入・設置以外の目的に使用することはできません。</li><li>市税の滞納及び滞納に伴う延滞金がある場合は、この交付決定を取り消す場合があります。</li><li>補助金額は、実績報告書の提出後に確定します。</li><li>偽りその他不正な手段等で補助金の交付を受けたときは、補助金の返還を求めることがあります。</li><li>耐震シェルターの設置が困難になったとき又は設置完了予定日に設置が終わらないときは、速やかに報告し、指示を受けてください。</li><li>狭山市補助金等の交付に関する規則第20条により、上記補助対象建築物の処分（目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合）には、市長の承認が必要になることがあります。</li><li>その他狭山市補助金等の交付に関する規則及び狭山市耐震シェルター設置事業要綱の規定を遵守してください。</li></ol>

第 号  
年 月 日

狭山市耐震シェルター設置事業  
補助金不交付決定通知書

様

狭山市長

年 月 日に申請された狭山市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書について、審査した結果、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので、通知します。

補助対象建築物	所在地	狭山市
	建築年月	昭和・平成 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階
補助金不交付の理由		

第4号様式（第9条第1項）

狭山市耐震シェルター設置事業

## 変更申請書

年 月 日

狭山市長

申請者 氏

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号をもって、補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり事業の内容を変更したいので、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（太枠内を記入してください。）

変更項目		変更内容（詳細）
変更前		
変更後		
変更理由		
添付書類		<input type="checkbox"/> 補助金交付可否決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 購入・設置する物品、設置場所又は設置に要する費用の変更を証明する書類

第号  
年 月 日

狭山市耐震シェルター設置事業  
変更承認通知書

様

狭山市長

年 月 日に申請された狭山市耐震シェルター設置事業変更申請書について、審査した結果、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第10条第1項の規定に基づき、事業内容の変更を承認しましたので、通知します。

補助金交付予定額	変更前	円
	変更後	円
補助対象建築物	所在地	狭山市
	建築年月	昭和・平成 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階・地下 階

狭山市耐震シェルター設置事業

取 止 届

狭山市長

届出者 氏

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号をもって、補助金の交付決定を受けましたが、狭山市耐震シェルター設置事業を取り止めますので、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

補助対象建築物	所在地	狭山市
	建築年月	昭和・平成 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階・地下 階
理由		

狭山市耐震シェルター設置事業

実績報告書

年 月 日

狭山市長

報告者 氏

住所

氏名

電話

年 月 日に申請された補助交付決定の通知を受けた耐震シェルター設置事業が完了しましたので、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

(太枠内を記入してください。)

補助金交付決定額		円
補助対象建築物	所在地	狭山市
	建築年月	昭和・平成 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階・地下 階
添付書類		<input type="checkbox"/> 耐震シェルターの設置完了を確認できる写真 <input type="checkbox"/> 請求書又は領収書など補助対象費が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

狭山市耐震シェルター設置事業  
補助金額確定通知書

様

狭山市長

年 月 日に提出された実績報告書について、内容を審査した結果、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第13条の規定に基づき、次のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

交付確定額		円
補助金交付可否決定通知書 番号		年 月 日 第 号
補助 対象 建 築 物	所在地	狭山市
	建築年月	昭和・平成 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階・地下 階
備考	狭山市補助金等の交付に関する規則第20条により、上記補助対象建築物の処分（目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合）には、市長の承認が必要になることがあります。	

狭山市耐震シェルター設置事業  
補助金交付請求書

年 月 日

狭山市長

請求者 氏

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で、補助金額確定通知書を受けたので、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金を請求します。

(太枠内を記入してください。)

請求額	円		
振込先金融機関	金融機関名		支店名
	口座番号	普通・当座	
	フリガナ		
	口座名義人		
添付書類	<input type="checkbox"/> 狭山市会計課様式請求書 <input type="checkbox"/> 領収証の写し（実績報告時に提出していない場合のみ）		

狭山市耐震シェルター設置事業

補助金交付決定取消通知書

様

狭山市長

年 月 日付けで申請のあった狭山市耐震シェルター設置事業について、狭山市耐震シェルター設置事業要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので、通知します。

補助金交付可否決定通知書番号		年 月 日	第 号
交付決定金額	取消前	円	
	取消後	円	
補助対象建築	所在地	狭山市	
	建築年月	昭和・平成	年 月
	構造及び規模	木造 地上	階・地下 階
取消の理由			